

短期金融市場取引活性化研究会
平成 22 年度

平成 22 年度 取り纏め
(平成 22 年 4 月 ~ 平成 23 年 3 月)

平成 23 年 4 月

目次

．平成 22 年度議題一覧	2
．平成 22 年度検討事項	
1．短期金融市場の機能向上について	5
2．次世代 RTGS 第 2 期対応 総合運転試験（運用確認試験）への対応について	8
3．日本銀行への要望事項取り纏めについて	8
4．その他	9
．付属資料	
【短期金融市場の機能向上について】	
1．コール手形に関する法的論点	
【次世代 RTGS 第 2 期対応 総合運転試験（運用確認試験）への対応について】	
2 - 1．次世代 RTGS 第 2 期対応 運用確認試験のテストシナリオに関するアンケート結果	
2 - 2．次世代 RTGS 第 2 期対応における総合運転試験（運用確認試験）の試験内容（暫定版）	
2 - 3．次世代 RTGS 第 2 期対応総合運転試験 実施手順書（案）市場取引編	
【日本銀行への要望事項取り纏めについて】	
3．平成 22 年度 市場運営に関する日本銀行への要望事項	
【その他】	
4 - 1．有担保コール取引の国債担保掛目見直し方針（案）について	
4 - 2．有担保コール取引における国債担保掛目の見直しについて	
5．投信コール・日銀ネット備考欄コード一覧	
【平成 22 年度短取研メンバー】	
6．平成 22 年度短取研メンバー	

・平成 22 年度議題一覧

<p>第 1 回 (4 月 23 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短取研概要について ・ 平成 21 年度短取研 検討事項取り纏め報告 ・ 今年度の短取研の運営について 今年度の研究・検討事項について 今年度の短取研運営に関するアンケート調査 ・ 次世代 R T G S 第 2 期対応について ・ 【報告】「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」参加報告 第 18 回・第 19 回・第 20 回 ・ 【報告】「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」参加報告 第 8 回 ・ 手形レスで行うコール取引について
<p>第 2 回 (5 月 24 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度の短取研運営に関するアンケート結果 ・ 【報告】「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」参加報告 第 21 回 ・ 【報告】「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」参加報告 第 9 回 ・ 手形レスで行うコール取引について ・ 市場運営に関する日本銀行への要望事項
<p>第 3 回 (6 月 21 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手形レスで行うコール取引について ・ 【報告】「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」参加報告 第 22 回・第 23 回 ・ 【報告】「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」参加報告 第 10 回 ・ 市場運営に関する日本銀行への要望事項

<p>第 4 回 (7月23日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京短期金融市場サーベイについて (日本銀行) ・ 手形レスで行うコール取引について ・ 市場運営に関する日本銀行への要望事項 ・ 次世代 R T G S 第 2 期対応について ・ 債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループの最終報告書を踏まえた日銀レビューについて ・ 【報告】「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」参加報告 第 11 回 ・ 【報告】「C P 小委員会」参加報告 第 19 回
<p>第 5 回 (8月23日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場運営に関する日本銀行への要望事項 ・ 次世代 R T G S 第 2 期対応運用確認試験について ・ 手形レスで行うコール取引について
<p>第 6 回 (9月21日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場運営に関する日本銀行への要望事項 ・ 次世代 R T G S 第 2 期対応運用確認試験について ・ 【報告】「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」参加報告 第 12 回 ・ 【報告】「債券現先取引等研究会」開催報告 第 12 期・第 1 回 ・ その他 <ul style="list-style-type: none"> - 手形レスで行うコール取引について
<p>第 7 回 (10月25日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代 R T G S 第 2 期対応運用確認試験について ・ 【報告】「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」参加報告 第 13 回 ・ その他 <ul style="list-style-type: none"> 手形レスで行うコール取引について
<p>第 8 回 (11月22日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【報告】「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」参加報告 第 14 回 ・ 【報告】「債券現先取引等研究会」参加報告 第 12 期・第 2 回 ・ 次世代 R T G S 第 2 期対応運用確認試験について ・ 手形レスで行うコール取引について

<p>第 9 回 (12月27日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短資取引約定確認システムの利用料金について (短資協会) ・ 市場運営に関する日本銀行への要望事項に対する回答 (日本銀行) ・ 東京短期金融市場サーベイの結果について (日本銀行) ・ 【報告】「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」参加報告 第 15 回・第 16 回 ・ 手形レスで行うコール取引について
<p>第 10 回 (1月24日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有担保コール取引の国債担保掛目見直し方針 (案) について ・ 次世代 R T G S 第 2 期対応運用確認試験について ・ 【報告】CP 小委員会 参加報告 第 21 回 ・ 手形レスで行うコール取引について
<p>第 11 回 (2月21日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本銀行当座預金決済の次世代 R T G S (第 2 期対応) に伴う大口内為取引の送信ならびに資金決済に関する申し合わせ案について (全国銀行資金決済ネットワーク) ・ 次世代 R T G S 第 2 期対応運用確認試験について ・ 短資取引約定確認システムの利用料金について (短資協会) ・ 【報告】「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」参加報告 第 17 回 ・ CP 小委員会アンケートについて ・ 有担保コール取引の国債担保掛目見直し(案)について ・ 全銀協 TIBOR リファレンス・バンクの定例見直しの結果について
<p>第 12 回 (3月2X日) 書面開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【審議事項】平成 22 年度短取研取り纏めについて ・ 【審議事項】来年度の短取研運営について ・ 【報告】「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」参加報告 第 24 回 (フォローアップ会合) ・ 【報告】「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」第 18 回 ・ 【報告】有担保コール取引における国債担保掛目見直しについて ・ 【報告】投信コール・日銀ネット備考欄コード一覧について (信託銀行協会) ・ 【報告】手形レスで行うコール取引について

．平成 22 年度検討事項

1. 短期金融市場の機能向上について

平成 20 年 9 月のリーマンブラザーズ証券の破綻により、同社の債務不履行が連鎖する形でフェイルが多発した。こうした事態により、我が国のフェイル慣行を見直す必要性が市場参加者の問題意識として共有されたことを踏まえ、日本証券業協会公社債委員会の下部機関として「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」(以下、フェイル慣行 WG)が設置された。同 WG では、フェイルチャージの導入を始めとしたこれまでのフェイル慣行についての見直しの検討を行い、平成 22 年 4 月に最終報告書が取り纏められた。

同様にリーマンブラザーズ証券破綻時の教訓として、決済期間の短縮化の必要性が市場参加者等で認識されたことを受け、証券決済制度改革推進会議の下に国債の決済期間の短縮化についての課題の整理・検討を行うため「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」(以下、決済期間短縮化 WG)が設置された。同 WG ではアウトライト取引の T+2 化への移行の実現に向けた具体的な実務の詳細等の検討を行い、平成 22 年 12 月に中間報告書が取り纏められた。

平成 22 年度短取研では、これら WG における検討について、短期金融市場の機能向上に資するものとしてその目的・意義を共有し、WG への参加や意見提出、検討支援などに積極的に取り組んできた。

また市場の整備として、参加者の問題意識が高かった手形レスで行うコール取引の法的見解について、平成 22 年 3 月に金融法委員会に検討を依頼した。その後、7 月に同委員会の見解が公表され、手形レスで行うコール取引は法的に問題ないことが示されたため、短取研では市場参加者への周知や業態間の調整等を通じて手形レス化の定着を促した。

(1) 「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」について

フェイル慣行 WG については、前年度に続き短取研を代表して幹事が委員参加した。最終報告書では市場参加者等の総意としてフェイルチャージの導入、フェイルチャージの水準、フェイルチャージの適用範囲などが示され、カットオフ・タイム等の見直しが行われた。最終報告書が取り纏められた後も、新たなフェイル慣行の導入に向けた実務的な検討について議論が行われた。

平成 22 年 11 月に新たなフェイル慣行が導入された後、フェイル慣行の定着状況やフェイルチャージ等によるフェイル頻発の抑制効果をフォローする為のフォローアップ会合が平成 23 年 3 月に開催された。ここではこの時点で新たな慣行を見直す必要はないことが確認され、次回フォローアップ会合を平成 23 年 11 月を目途に行うこととした。

尚、フェイル慣行 WG での検討内容(最終報告書)については日本証券業協会 HP ご参照。

http://www.jsda.or.jp/html/houkokusyo/pdf/failwg_final.pdf

(将来的にアドレスが変更される可能性がある)

(2) 「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」について

決済期間短縮化 WG については、その検討内容を踏まえ、短取研や債券現先取引等研究会との間で連携、情報共有を図っていくとの観点から、幹事がオブザーバー参加し、今年度も短取研での情報展開やアンケートへの意見提出などを行った。

平成 22 年 6 月にはそれまでの検討結果を中間整理として「国債決済期間の短縮に向けた検討状況と今後の作業方針について」を公表した。その後ポスト・トレード事務処理等、アウトライイト T+2 化に関する実務の詳細検討と並行し、将来的なアウトライイト T+1 化の実現を展望した検討も進められた。

同年 12 月に取り纏められた中間報告書では、平成 23 年秋頃の最終報告書作成までの作業として、アウトライイト T+2 化の平成 24 年 4 月中の実現を目途とし、実務の詳細の検討を進め、平成 22 年度末までを目途にアウトライイト T+2 の実施日を決定すること、アウトライイト T+1 化の実現に向けた検討を進めることが示された。

平成 23 年 3 月の決済期間短縮化 WG においてアウトライイト T+2 の実施日は、平成 24 年 4 月 23 日とすることで意見集約され、日証協 HP でも公表された(予定)。

尚、決済期間短縮化 WG での検討内容(中間報告書)については日本証券業協会 HP ご参照。

http://market.jsda.or.jp/html/saiken/kessai/jgb_houkokusyo_01.pdf

(将来的にアドレスが変更される可能性がある)

(3) 手形レスで行うコール取引について

手形レスで行うコール取引については、平成 13 年度の短取研において、「短資経由のコール取引は相対取引でありその取引条件は相対で決定するものではあるが、法的側面において問題がないこと、及び市場活性化の観点から有効であることを勘案すると手形レス取引が望ましい」と結論づけた。

(ご参考) 平成 13 年度短取研 「短資経由のコール取引の手形レスについて」
において確認した法的側面のとりまとめ

コール取引は「金銭消費貸借契約」として考えるのが通説である。金銭消費貸借契約は要物契約であり、資金の取り手が出し手から金銭を受取るにより契約は成立する。即ち、通説に従えば、コール手形の発行は取引の成立要件ではない。つまり、手形レスの場合も、資金の授受によりコール取引は有効に成立する。コール手形が発行される場合、手形の善意取得者等は簡易な手形訴訟手続きにより手形金の支払を求めることは可能であるが、たとえ支払い請求を許容する判決が出たとしても、手形判決の場合、判決に不服な当事者が適法な異議申立をなしたときは、訴訟は口頭弁論終結前の状態に戻って通常手続で審理、裁判が行われる。つまり、適法な異議申立がなされる限り、手形判決がそのまま確定することはない。

しかしながら、その後もコール市場では約束手形が有るケースと無いケースが混在した状態が続いた。平成 20 年度短取研ではアンケートによる意見調査を行い、法的側面の考え方が市場で共有されていないことを確認し、手形レスで取引を行うことについての法的な権利義務関係、債権保全（訴訟等における証拠の明示等）の際の取扱い、解釈について法律の専門家に見解を求めるなどにより、明確化の検討を進める方針を示した。

平成 21 年度短取研では、資金の出し手・取り手に中立的に法律の専門家による意見の確認を行うとの見地から、金融法委員会（事務局 日本銀行）の法的見解を求めるべく、検討依頼文書の提出を行った。

平成 22 年度短取研においては、金融法委員会から求められた追加説明事項を提出し、検討依頼文書の修正等を行った。結果、同委員会より平成 22 年 7 月に以下の通りの結論を得た（資料 1）。（金融法委員会 HP 上での全文は <http://www.flb.gr.jp/jdoc/publication32-j.pdf>）

約束手形を授受しないでコール取引を行った場合、約束手形を授受した場合と比較して、債権者として債権回収に法的な支障が生じることはないか。

（結論）

約束手形を授受しないでコール取引を行った場合、約束手形を授受した場合と比較して、債権者として債権回収に法的な支障が生じることは實際上ほとんど考えられない。

約束手形を授受しないでコール取引を行うことは、信託財産保全の観点から、投資信託・証券信託・年金信託の受託者である受託銀行が委託者に対する善管注意義務に違反することにならないか。また同様に、投資信託・証券信託・年金信託の委託者の受益者に対する善管注意義務に違反することにならないか。

（結論）

約束手形を授受しないでコール取引を行うことが、投資信託・証券信託・年金信託の受託者である受託銀行の委託者に対する善管注意義務および投資信託・証券信託・年金信託の委託者の受益者に対する善管注意義務に違反するとはいえない。

手形レス取引について明瞭な法的根拠が示されたことから、短取研では金融法委員会公表内容 URL の短資協会 HP 上への掲載依頼などを行い、市場参加者間での周知を図った。また各業態代表間での調整も行い、これまで手形を授受していた参加者にコール取引の手形レス化への移行を促した。当然乍ら、取引当事者間での同意があれば必ずしもこの限りではない、という点も認識すると共に、研究会メンバー間では平成 23 年度以降はコール取引を手形レスで行うとの認識を共有した。なお、平成 23 年度においては、手形レス取引の市場慣行としての定着を図ることが課題であり、そのために、主要な市場参加者の手形レス取引への移行状況を確認した後、短資協会の「インターバンク取引要綱」において、手形レス取引が原則である旨を明文化する

ことなどが考えられる。

2. 次世代 RTGS 第 2 期対応 総合運転試験（運用確認試験）への対応について

平成 23 年 11 月の次世代 R T G S 第 2 期対応の稼働開始予定を控え、平成 21 年度短取研ではアンケート調査を実施、市場取引を含めた総合運転試験の必要性を確認し、試験の実施を日本銀行、東京銀行協会内国為替運営機構に申し入れた。

平成 22 年度短取研では、試験内容について、短取研での検討と関係者との協議を並行して行った。この中で運用確認試験におけるシステム日付の希望日についてアンケート調査を実施した。第 1 回目を期末日である 3 月 31 日、第 2 回目を 7～8 月の平日とする意見集約を行った（資料 2 - 1）。2 回の試験のシステム日付を月末日と通常日にしたのは、電文送信開始時刻が異なる環境での試験が必要である、との考えに拠る。

システム日付は日本銀行にて 3 月 31 日と 7 月 20 日とすることで決定。日本銀行と協議の上、テストシナリオ案として「次世代 R T G S 第 2 期対応における総合運転試験（運用確認試験）の試験内容（暫定版）」を取り纏めた（資料 2 - 2）。

主に検討したポイントは以下の通り。

運用確認試験における個々の取引データの投入時刻および決済完了時刻は、想定日において実際に行われた時刻から可能な限り変更しないものとする。ただし市場慣行において許容される範囲であれば、想定日において行われた実際の投入時刻および決済完了時刻から乖離することを許容する。

運用確認試験では「実取引データ」を利用することを基本とする。

更に市場参加者等が総合運転試験（運用確認試験）を円滑に実施できることを目的とした「実施手順書（案）」の取り纏めを開始した（資料 2 - 3）。これに当たり、当座勘定（同時決済口）へ投入する所要流動性金額に関する各内国為替加盟行の検討をサポートするため、全国銀行資金決済ネットワークや内国為替加盟行等と議論・連携の上、検討を進め、検討方法の一案を提示することとした。

3. 日本銀行への要望事項取り纏めについて

平成 22 年度においても、市場運営に関する日本銀行への要望事項に関して短取研メンバー等へのアンケート調査を実施（5 月）した。参加者の意見を集約し、市場取引の活性化に資する以下の 5 テーマ 11 項目についての要望事項を 9 月 30 日に日本銀行に提出した（資料 3）。そ

の後、12月に同行より回答を受けた。

(1) オペ・担保関連

国債補完供給オペ緩和措置のタイムスケジュール等の恒常化
国債買現先オペの銘柄数の拡大

(2) B C P 関連

B C P 用日銀ネット権限者カードについて

(3) 情報提供

諸規程等のオンライン対応
申請書類等のオンライン対応

(4) 日銀ネット関連

B B B 格の担保残高及び担保価額の日銀ネット等でのデータ取得について
証書貸付債権の担保返戻手続きについて
新日銀ネット構築についての前広な情報提供

(5) その他

日本銀行が保有する国債の銘柄別残高の公表について
次世代 R T G S 第 2 期対応に関する前広な情報提供
D D コール残高の公表

4. その他

(1) 有担保コール国債担保掛目の見直し

平成 23 年 3 月に定例の国債担保掛目見直しを行った。掛目については、過去の見直し方法を踏襲し分析した結果、現行の掛目を変更しないとした幹事案が了承された。(資料 4 - 1・4 - 2)

残存年限別の掛目の導入、時価をベースとした担保差入(値洗いも導入)については中長期的な課題として検討に取り組んでいくこととした。

(2) 投信コール・日銀ネット備考欄コード一覧

「投信コール・日銀ネット備考欄コード一覧」について、平成 23 年 3 月に最新版への更新を行った。(資料 5)

本コードは、投信会社から資産管理系信託銀行経由で資金を出すコール取引の返金時における識別推進のため、日銀ネットの備考欄に入れるコードであり、各業態の決済事担当者のバック部門などへの還元・周知を行った。

以 上

. 付属資料

平成 22 年 7 月 12 日
金融法委員会

コール手形に関する法的論点
短期金融市場取引活性化研究会からの検討テーマに関する検討

(短期金融市場取引活性化研究会からの検討テーマ)

- (1) 約束手形を授受しないでコール取引を行った場合、約束手形を授受した場合と比較して、債権者として債権回収に法的な支障が生じることはないか。
- (2) 約束手形を授受しないでコール取引を行うことは、信託財産保全の観点から、投資信託・証券信託・年金信託の受託者である受託銀行が委託者に対する善管注意義務に違反することにならないか。また同様に、投資信託・証券信託・年金信託の委託者の受益者に対する善管注意義務に違反することにならないか。

(結論)

- (1) 約束手形を授受しないでコール取引を行った場合、約束手形を授受した場合と比較して、債権者として債権回収に法的な支障が生じることは實際上ほとんど考えられない。
- (2) 約束手形を授受しないでコール取引を行うことが、投資信託・証券信託・年金信託の受託者である受託銀行の委託者に対する善管注意義務および投資信託・証券信託・年金信託の委託者の受益者に対する善管注意義務に違反するとはいえない。

(議論の前提等)

・コール取引は、インターバンク市場（広義の金融機関が参加する市場）における短期の大口（原則 5 億円以上）の金銭消費貸借取引である。取引期間が 1 日間（翌日物）や 1 日未満（日中コール）など極めて短期の取引が多いが、1 ヶ月物、3 ヶ月物、1 年物といった取引も存在する。

・インターバンク市場における一般的な取引慣行等をまとめた短資協会「インターバンク市場取引要綱」が存在するが、市場参加者間で広く共通に利用されるいわゆるマスターアグリーメントのような契約書は存在しない。

・金融機関相互間の決済をはじめとして、金融機関の資金繰りは日銀当座預金を通じて行われ、コール取引はその資金繰りの調整のための日銀当座預金の資金の貸借という性格を有する。このため、コール取引による資金の授受（スタート時における出し手から取り手への貸出金の交付、エンド時における取り手から出し手への返済）は、受領者の日銀当座預金の口座に対する振込により行われている¹。

・コール取引では、当事者間で次のような約束手形（以下、「コール手形」）が授受されることが慣行となってきた。ただし、平成 11 年頃から短資会社を介さない取引について、また、平成 14 年 5 月以降は短資会社を介する取引についても、当事者間の合意によりコール手形の授受を省略する取引（以下、「手形レス取引」）も行われるようになっている。

< コール手形の概要 >

振出人：取り手、受取人：出し手、金額：元本相当額、満期：一覽払い、
支払場所：取り手が預金取扱金融機関の場合はその店舗、取り手が預金取扱金融機関でない場合はその取引銀行の店舗

・通常、エンド時において資金が返済された後に出し手から取り手へコール手形の返却が行われるため、コール手形は呈示されることはない。このため、手形レス取引としても問題ないという意見がある一方、債権保全手段としてコール手形は必要との意見があり、コール手形を授受する法的な意味合いについて市場参加者間で見方が分かれている。

・金融法委員会では、検討テーマに関するご意見を募集しており²、インターバンク市場参加者の主要な業態代表により構成される短期金融市場取引活性化研究会³から上記 ．に関して法的不明確性があり解釈の明確化が必要な論点があるとのこと意見を頂いたことを受けて、当委員会の検討テーマとして取り上げることとしたものである。本稿は、冒頭の検討テーマに関する当委員会の見解をまとめたものである。

（法律関係の分析）

1．コール取引上の債権・債務の発生

コール取引の約定が成立して資金が出し手から取り手に交付された場合、約定の内容（金額、履行期、利率等）にしたがって、取り手は出し手に元金+利息を支払う（返

¹ 市場参加者の中には日銀当座預金口座を有しない者がおり、その場合には、当該参加者の取引銀行の日銀当座預金口座に振込むとともに当該銀行が当該参加者の預金口座に入金するかたちなどで資金授受が行われる。

² 金融法委員会のホームページ（www.flb.gr.jp/）を参照。

³ 短期金融市場取引活性化研究会については、別紙を参照。

済する)債務を負う(コール取引上の債権・債務の発生)。

(説明)

(1) コール取引は金銭消費貸借に該当することには異論がない。それが諾成的消費貸借であるのか要物契約である消費貸借であるのかについては、インターバンク市場要綱における約定、成約等の用語からすると諾成契約と考えられているように見える。しかし、いずれであっても資金の交付による取引の実行があった段階でコール取引上の債権・債務が発生することに疑いはない⁴。

(2) このコール取引上の債権・債務は、約定の成立と資金の交付によって発生するもので、債権・債務の発生自体は、手形の授受の有無とは関係がない。約定確認システムにおける記録・同システムからの媒介報告書(短資会社が介在する場合)やFAXによるコンファメーションの記録(DD取引の場合)は、約定成立の証拠となるが、それが約定の成立要件であるわけではない。

なお、コール取引に関連して約束手形(以下、コール手形)が授受された場合、その授受は約定成立および資金交付の事実を推認させる間接事実となりうるが、コール手形だけで約定成立および資金交付の事実を立証したことになるとは必ずしも言えない。

2. コール取引上の債権(原因債権)と手形上の債権の併存

コール手形が授受された場合には、コール取引上の債権(原因債権)と手形上の債権が併存することになると解される。

(説明)

(1) 金銭債務の弁済に関連して手形が授受された場合に、当該金銭債務(原因関係上の債務)にどのような影響があるかにつき、講学上、手形授受の趣旨を「支払に代えて」、「支払のため」、「担保のため」の3つの場合に分けて論じられている⁵。「支払に代えて」の場合は、原因債権が消滅し、手形債権のみが残るのに対し、またはの場合は原因債権と手形上の債権が併存することになる⁶。

(2) から のいずれであるかは当事者の意思(の解釈)の問題であるが、一般に として原因債権を消滅させることは債権者にとって不利であり、特別の

⁴ 両者の違いは、資金交付前の段階で契約としての拘束力(貸す義務、借りる義務)が生じるか否かである。

⁵ 前田庸『手形法・小切手法』(有斐閣、1999年)284頁、森本滋「約束手形の振出 - 手形振出の原因関係に与える影響」法教195号81頁、島十四郎「手形・小切手の原因関係」『現代企業法講座第5巻』(東京大学出版会、1985年)235頁等。

⁶ とを総称して、「広義の支払のため」とか「支払確保のため」と呼ばれることがある。

事情がない限り または と考えるべきとされている。コール手形の場合、コール取引の返済は手形の呈示なしに行われていることやインターバンク市場取引要綱にコール取引上の債権を消滅させて手形上の債権のみが残るという意思をうかがわせる記述は一切ないことなどから、 の意思が当事者にあるとは考えられない。

3. 担保のための手形授受 原因債権と手形上の債権の行使の順序

コール取引上の債権（原因債権）とコール手形上の債権のいずれを先に行使してもよい すなわち の「担保のため」に手形が授受されている と考えられる。この関係は、銀行による手形貸付が行われた場合の法律関係に類似しているが、必ずしも同一とはいえない。

（説明）

- (1) 「支払のため」と 「担保のため」の違いは、原因債権と手形上の債権の行使の順序にあり、 の場合は手形上の債権を先に行使する義務が債権者にあるのに対し の場合は債権者はいずれを先に行使してもよい。
- (2) と のいずれであるかも当事者の意思（解釈）の問題であるが、AB間の原因関係に関連して A が B に対して約束手形を振り出した場合、一般的には の「支払のため」に手形が授受されたと扱われ、実際に手形債権が行使されることによって弁済されている。現在では、約束手形は統一手形用紙により支払場所が振出人の取引銀行の店舗となったものがほとんどである。それを前提とすると、債務者 A にとっては手形の決済に備えて取引銀行の当座預金に資金を準備する必要があるうえ、債権者 B にとっても手形を取り立てに回して債権を回収する方が簡便であることから、当事者間で、債権者はまず手形債権を行使して満足を得るべきとの合意があると考えるのが合理的である。また、B が手形を第三者 C に譲渡することがありえ、その場合には C が手形債権を行使することで AB間の原因関係も決済されることが前提となっているといえる⁷。
- (3) これに対して の「担保のため」に手形が授受されていると理解されているのが手形貸付である。手形貸付では、AB間の原因関係（手形貸付の貸金債権）に関連して債務者 A が銀行 B に対して約束手形を振り出す。この場合になぜ手形が利用されるかという、イ、証書貸付との対比で印紙税が少なくて

⁷ このような場合に B に A に対する原因債権の行使を無条件で認めると A は二重払いの危険がある。それゆえ、 の「支払のため」の場合は、B に手形債権の先行使義務がある（B の原因債権請求は訴訟では棄却される）と考えられている。なお、「担保のため」の場合であっても A は B の原因債権の請求に対し手形と引き換えに支払うという抗弁を有し、その抗弁が出された場合には引換給付判決となると解されている（最判昭和 33.6.3 民集 12 巻 9 号 1287 頁、最判昭和 35.7.8 民集 14 巻 9 号 1720 頁）。

すむこと、および口、手形債権と原因債権（貸金債権）を併存させる方が債権回収上有利であると説明され、後者口、は具体的には、a. 債務者が支払を行わない場合には手形を利用して当座預金を引落すことで回収できる、b. 利息を前取りにできる（また手形書替の場合におどり利息をとれる）c. 手形市場で売却する等当該手形を利用して資金調達が可能である、d. 手形交換に付して不渡り処分とすることが可能であることが債務者へのプレッシャーになる、e. 書替に際し債務者の財務状況の変化に応じて金利等の条件変更が可能である、f. 手形訴訟の利用により債務名義の獲得が容易である、といったことが挙げられている⁸。

ただし、このうち口、c. については、銀行 B は当該手形の満期までに必ず買い戻しをすることが前提になっており、A の二重払いの問題は生じないこと⁹、d. については、比較的小規模の金融機関が自店ではなく他の金融機関の店舗を支払場所とした手形を振り出させていた場合についての記述であり、自店が支払場所になっている場合についてのものではないこと¹⁰に留意する必要がある。

- (4) 手形貸付の場合、前述のように「担保のため」として、債権者である銀行は手形債権を行使する義務を負わないと解されている¹¹が、それは債権者にとって有利であるからというだけでなく、債務者 A は原因債務のためにも取引銀行の預金口座に資金を準備する必要があり、原因債権を先に行使されても不利とはいえないという事情がある。実務上も、手形は呈示されずに原因債権（貸金債権）が弁済されていると理解されているようである^{12 13}。

⁸ 島・前掲注 5・265 頁、堀内仁「手形貸付（上）」金法 455 号 19 頁、前田・前掲注 5・194 頁等。

⁹ 二重払いの危険を避けるため、債務者は手形の返還との同時履行を主張できること等については注 7 を参照。

¹⁰ 堀内・前掲注 8・18 頁。

¹¹ 現在では、銀行取引約定において「手形によって貸し付けを受けた場合には、貴行は手形または貸金債権のいずれによっても請求することができます」（旧【平成 12 年廃止前】銀行取引約定（ひな型）2 条）旨の規定がなされているので、 の意思が契約上明らかといえるが、銀行取引約定（ひな型）の制定前においても、このように理解されていた。

¹² 島・前掲注 5・246 頁。ただし、銀行 B が当該手形を保管している場合には、手形を呈示したとみることできる（堀内・前掲注 8・18 頁、銀行取引約定（ひな型）8 条 3 項 2 号参照）から、銀行がいずれの債権を行使したのかは、判然としないともいえる。債務者 A の当座預金引落に際し、A が引落のために小切手を B に振出すなどの指図を行った場合には、原因債権が履行されたといえる一方、そのような指図なしに当座預金の引落を銀行 B が行った場合には、手形における支払委託に基づく引落 = 手形債権の行使がなされたということになるのか。

¹³ 注 7 で述べたように、「担保のため」の場合でも B が原因債権を行使する場合には、A は手形との引き換えに支払うという同時履行の抗弁を主張できる。通常は、A はその抗弁を主張することなく原因債権を履行しているということになる。AB 間で紛争が生じ、B が原

- (5) コール手形は、金銭消費貸借の債務者（取り手）が債権者（出し手）を受取人として振り出されるという点で手形貸付の場合と共通である。また、コール取引における債務の返済は手形の呈示なしに行われていることからみても、手形貸付と同様、原因債権とコール手形上の債権のいずれを先に行使してもよい¹⁴ — すなわち の「担保のため」に手形が授受されている — と解される。
- (6) このように、コール手形が授受された場合の法律関係は手形貸付の場合と似ているが、まったく同一というわけではない。
- ・ 手形貸付の場合、手形の支払場所は債権者の店舗となっているのに対し、コール手形の支払場所は、振出人（取り手）が預金取扱金融機関の場合は自行の本店等の店舗、非預金取扱金融機関の場合はその取引銀行の店舗となっており、出し手の店舗ではない。したがって、コール取引では、出し手が手形を利用して当座預金を引落すことで簡便に回収できる（上記(3) 口、a.）ということはない¹⁵。
 - ・ コール取引では、利息の前取り、コール手形を利用した資金調達¹⁶、手形交換を通じたコール手形の呈示¹⁷、手形の書替といったことは想定されていない。したがって、コール手形に上記(3)口、b. ~ e. のような意味合いはない。
 - ・ なお、コール取引では銀行取引約定のような明文の契約がなく、期限の

因債権の履行を訴訟で請求するような場合には、銀行 B は A から同時履行の抗弁を提出される可能性がある（この点について銀行取引約定では手当てがなされていない）。他方、銀行 B が原因債権を自動債権として A の預金と相殺する場合には、「手形の返還は同時でなくてもかまいません」（銀行取引約定（ひな型）8 条 1 項）旨の特約により、手形の呈示・交付がなかったため相殺は無効であるとの主張ができないようにされている（手形債権との相殺については同 8 条 3 項参照）。

¹⁴ コール取引の場合も、債権者が原因債権を行使したときに債務者は手形の返還との同時履行の抗弁を有する（前掲注 7 参照）が、通常は、取り手はその抗弁を主張することなく原因債権を履行しているということになる。

¹⁵ コール取引は日銀当座預金の資金の貸借という性格を有するが、コール手形の支払場所が日銀ではなく取り手の店舗等になっているため、手形貸付の場合以上に、コール手形が原因債権の補完的なものとなっているといえよう。

¹⁶ コール手形は一覧払いとなっているので、出し手 B がコール手形を原因債権の期日前に第三者 C に譲渡すると、C は原因債権の期日前にコール手形を呈示して支払を請求することができ、振出人（取り手）A は、「原因債権の期日未到来」を人的抗弁として主張できるだけということになる。取り手がこのようなことを予想しているとはいいがたく、むしろ、「コール手形は第三者に譲渡しない」旨の合意が当事者間にあると考えるのが合理的であるように思われる（ただし、そのような合意の存在も人的抗弁になるにすぎない）。

¹⁷ コール手形が手形交換に付された場合にどうなるかは明確ではないが、取り手が預金取扱金融機関である場合に「不渡り処分に対するプレッシャー」の意味があるとは考えられず、コール手形を手形交換に付すことは想定されていないように思われる。

利益喪失事由は民法 137 条の場合に限定される。また、銀行取引約定（ひな型）8 条 1 項のような合意がないのでコール取引上の債権を自働債権として相殺する場合には、手形の（同時）交付がないとその効力に疑義が出る可能性がある。

4. コール手形による債権の回収

コール手形を持っていることが、実際に債権の回収向上につながることはほとんど考えられない。逆に言うと、コール手形を受領しなかったことで債権回収に支障が生じることは實際上ほとんど考えられない。

（説明）

(1) 3. における分析によれば、コール取引において取り手が任意に債務を履行しない場合¹⁸に、出し手にとってコール手形があるゆえに簡便な回収が可能になるということではなく、債務者である取り手の協力・アクションを必要としない回収方法は見当たらない¹⁹。

(2) 取り手が契約の効力を争ったり、弁済済みである等と主張して債務の存在自体を否定する場合には、コール手形によって手形訴訟を利用することが考えられる。手形訴訟では、証拠調べが原則として書証に限定される（民事訴訟法 352 条 1 項）ことなどから、通常訴訟に比べ短時間で原告（手形所持人）が勝訴判決を得るのに有利であると言われている。この点は、手形レス取引との比較で一般論としてメリットとなる点は否定できない。ただし、次の点に留意する必要がある、具体的な債権回収の実効性の向上につながるとは必ずしも言えない²⁰。

- ・ 手形訴訟において制限されるのは証拠方法であって、実体法上の抗弁等が制限されるわけではない。振出人（取り手）は受取人（出し手）に対し、

¹⁸ インターバンク市場における大口の取引であるというコール取引の性格上、取り手の信用保持の観点からして、コール取引では他の債務以上に「債務不履行はできない」というプレッシャーがかかっており、取り手が殊更に債務を履行しないという事態はあまり考えにくい。しかし、それを強調すると、そもそも債権保全を論じること自体に意味がないということになりかねないので、以下では、債務不履行が生じることがありうることを前提に、取り手が契約の効力を争ったり、弁済済みである等と主張して債務の存在自体を否定する場合と取り手が債務の存在は争わないが支払能力に問題があるゆえに支払わない場合に分けて、検討する。

¹⁹ 有担保コールにおける担保権実行や反対債権がある場合の相殺等は別である。ただし、相殺については後述参照。

²⁰ なお、言うまでもないことであるが、コール手形債権を有しているからといって優先弁済権を持つわけではない。手形訴訟により債務名義を得て強制執行をしても、他に債務名義を有する者や先取特権を有する者がいれば、配当要求をすることができる（民事執行法 51 条、133 条、140 条、154 条等）。

原因関係（コール取引）上の抗弁を主張でき、この抗弁を裏付ける書証があれば被告勝訴となる可能性がある。

- ・ 手形訴訟といえども判決までには約 2 カ月を要する。
- ・ 手形訴訟において出し手（手形所持人）が勝訴しても、取り手による適法な異議があれば、通常手続に移行し、口頭弁論終結前の状態に戻って通常手続で審理される。手形判決に付された仮執行宣言は、通常訴訟への移行によって当然には失効しないが、手形判決の取消・変更の原因となるべき事情の疎明があったときは執行停止の仮処分がなされる場合がある（民法 403 条 1 項 5 号）。

(3) 取り手が債務の存在は争わないが支払能力に問題があるゆえに支払わない場合には、取り手について倒産手続開始の申し立てがなされる可能性が高い。その場合には、コール取引の取り手が広義の金融機関であることを勘案すると、申し立てと同時に、弁済禁止の保全処分（破産法 28 条 1 項、6 項等）のほか強制執行等の中止命令（同 24 条 1 項 1 号等）包括的禁止命令（同 25 条 1 項等）訴訟手続の中止命令（同 24 条 1 項 3 号等）などが出される公算が極めて高い。また、倒産手続の開始決定があれば、倒産手続によらない（無担保債権の）回収は基本的にできなくなる（破産法 42 条 1 項、44 条 1 項等）。そうすると(2)の場合と比較して、手形訴訟を利用できたがゆえに回収できたという事態は一段と考えにくい。

(4) 以上からすると、コール手形を持っていることのメリットは一般論としてゼロではないとしても、コール手形を受領しなかったがゆえに実際に債権回収に支障を生じることはほとんど考えられない。

5. コール手形を受領したことによる問題点

コール手形を受領することのメリットだけでなく、デメリットも考慮する必要がある。

（説明）

(1) コール手形を受領することの出し手にとってのデメリットは、あまり意識されていないと思われるが、これもゼロではない。

例えば、出し手がコール手形を受領した時点²¹以降、手形の紛失リスクは出し手が負う。コール手形の紛失の事実が明らかになれば、取り手は原因債権の履行に関して、前述の手形との引き換えに支払うという同時履行の抗弁を主張

²¹ 短資会社が仲介する場合に短資会社に代理受領権があると解される場合には短資会社の受領時点。

するであろう。また、原因債権履行後であっても、善意取得者等が現れて取り手がそれを支払った場合等の損害は出し手が負担することになる。

- (2) また、出し手 B が取り手 A に対するコール取引上の債権を自働債権とし、A の B に対する預金やコール取引その他の債権を反対債権として相殺したと主張しても、自働債権に同時履行の抗弁が付着しているので相殺は無効であると、反対債権の差押債権者などから主張される可能性がある。

6 . 出し手の善管注意義務

コール手形を受領しないことが、出し手（投資信託における受託者）や委託者の受益者に対する善管注意義務に違反するとは言えない。

（説明）

上記のように、コール手形を受領しなかったがゆえに実際に債権回収に支障を生じることがほとんど考えられない。そうだとすると、コール手形を受領しないことが、出し手²²（投資信託における受託者）や委託者の受益者に対する善管注意義務に違反するとは言えない。

以 上

²² 投資信託のように委託者が運用の指図権を有する場合であっても、取引を行う法的主体は信託財産の受託者である。なお、コール取引では、委託者が約定を成立させていることがあるが、これは受託者から取引の代理権を付与されていると解することになる。

別 紙

(参考) 短期金融市場取引活性化研究会について

短取研とは

「短期金融市場取引活性化研究会(略称:「短取研」)」は、短期資金に係る実務家ベースの検討の場であった「短期資金市場取引協議会」を発展的に解消する形で1995年4月に発足し、短期金融市場参加者の自発的な組織として、主要な市場参加者の業態代表が一堂に会して検討する場として活動している。

現状、月1回程度開催されており、幹事は全国銀行協会(全銀協)会長行が務め、事務局は全銀協に委嘱している。

具体的なメンバーは、次のとおり全銀協会長行および各業態の代表行(会社)の短期金融市場担当者となっている。

全銀協会長行(幹事)、都市銀行等の代表行、地方銀行協会代表行、信託協会会長行、第二地方銀行協会代表行、国際銀行協会代表行、農林中央金庫、信金中央金庫、投資信託委託会社の代表、証券会社の代表、生命保険会社の代表、損害保険会社の代表、ゆうちょ銀行、幹事短資会社(以上、14金融機関)

活動目的と内容

短取研は、短期金融市場全体を検討分野とし、短期金融市場取引の活性化に資することを目的として、短期金融市場取引のより円滑、かつ効率的な運営について調査・研究・提言等の活動を行っている。

以 上

平成 22 年 8 月 23 日

運用確認試験のテストシナリオに関するアンケート結果

1、 項番 2 . 運用確認試験におけるシステム日付の希望日について

- パターン A 1 回目：4 月 1 日
2 回目：7 月の月末日
- パターン B 1 回目：3 月 3 1 日
2 回目：7 月～8 月の平日

(1) パターン A を希望する先 (6 社)

A 社：1 回目は比較的決済量の少ない通常日から入り、2 回目に決済量を増やした月末日とした方がスムーズに業務の習熟ができるものと考えます。
B 社：1 回目が通常日の試験である方が、余裕をもって対応が出来ると思われるため
C 社：テストは、事務量の少ない平日分から入り、次いで繁忙日である月末日分を行う方が良いと考えられるため。
D 社：取引件数が多いため。
E 社：コメント無し
P 社：月末は繁忙日であり、データ量も多量となることから、2 回目の RT とすることが、より有効であると考えられるため。

(2) パターン B を希望する先 (8 社以上)

F 社：取引件数の多い期末日でのテストを行いたいため。
G 社：第 1 回を期末日とすることで、大口内為取引他、種々取引の状況把握が可能。本番稼働までに運用方法の見直し、確認をする期間が多く取れるため。
H 社：当社の場合、全銀データの件数は 3 月末に最多となることから、当該環境に習熟したく希望するもの。
I 社：実データを利用するにあたり、一番の繁忙期を含んだほうが良いと考えます。
J 社：ピーク日となっている期末を含めたテストが有効。
K 社：よりストレスがかかる月末のテストを先に実施することにより、問題点がある場合の把握をなるべく早期に行いたいと考える為。
L 社：件数・金額の大きい日程で確認したいとのことから、パターン B の希望が多数。一部会社より通常日の運営を確認後、月末営業日の運営を確認との意見あり。

○社：内為取引において、通常月末日と、期末日（3月末、9月末）では、取引ボリュームが違い、最も多い期末日データでの業務確認が必要と考える為。
また、パターンCとして、1,2回目ともに決済件数が多い月末を対象とした運転試験を行うことを希望。運営方針の策定にあたり課題や問題点を明確にする必要がある為。

(3)その他 どちらも可 1社、無回答1社

M社：どちらでも可能なため

2、運用確認試験のテストシナリオ全般に関するご意見等

F社：
テストシナリオでは、できる限り実取引データを使用し、期末日と同じ件数で処理が可能かを試してみたい。

C社：
弊社はRTGS 2期対応の直接的な当事者ではないため、特段意見はありません。
私共も、システム日付に決済があったお取引様との決済を、再現させるため、テストに参加いたしますが、代行決済されている業態方の参加をどのようにするのか（必須なのか、任意なのか）をどこかに明記しては如何でしょうか。

N社：
参加者の範囲については、同時決済口開設先の参加が必須あるいは出来る限り多くの参加が望ましいという意見が多かったということですが、同時決済口開設先であっても非内為加盟金融機関である場合（当社の場合）、想定する全てのテストに参加する必要はないと考えます。
市場取引を含めた総合運転試験を行うことに異存はありませんが、試験参加者の態様によっては、必ずしも開局から閉局まで、あるいは1回目・2回目の両方共に参加しなくてもよいようなシナリオも必要と考えます。

L1社：
・システム日付に係る意見
パターンAでは2回目の試験において7月の月末日を想定されていますが、7月末日ではなく、決済量の多い3月末や9月末もしくは6月末を組み合わせた方がより有効な確認が出来るのではないかと思います(パターンAとパターンBの組み合わせ)。

L2社：
・テストシナリオに係るご質問
テスト基準日を振込指定日とした内為の先日付取引はテストケースとして想定しているのでしょうか？

L 3 社 :

・テストシナリオに係るご質問

パターン A、B とともにシステム日付として上記日付を候補にされた意図、意味合いにつきお教え頂きたい。

L 4 社 :

・テストシナリオに係るご質問

内国為替テストデータの授受方法等、更に試験内容の詳細をご教示頂きたい。

L 5 社 :

パターン B の 2 回目については、以下を希望いたします。

第 1 希望 : 8 月 1 日

第 2 希望 : 7 月 2 9 日

O 社 :

(1) 上記システム日付について、パターン B の 2 回目を 7 月末、又は 8 月末 (繁忙日) にて実施することが望ましいと考えます。

内為取引は繁忙日と平常日で取引ボリュームに大きな乖離があります。平常日のデータによる試験では市場取引や外為円取引対比で内為大口取引の割合が小さくなり、新制度下の当座勘定 (同時決済口) の各種運用を実践的に確認する目的にそぐわなくなる可能性があるため、両日ともに繁忙日データによる試験実施を希望します。

(2) 本運用確認試験においては、内為参加者、外為円決済参加者が、原則全先参加して試験を実施することが望ましいと考えます。

(3) 試験環境では通常口に 1 0 兆円の流動性が用意されますが、より実践的な確認ができるように、試験での流動性投入額や投入タイミングは制度開始後に想定している実際の運用を念頭に運営頂くことが肝要であり、試験参加者全体に周知して頂くことを希望します。

(4) 通常口の残高が一律一定額入金されることから、実際より決済の進捗を早めてしまう虞がある為、外為や当預の決済進捗をより意識した運営をするように促すことが必要であると考えられます。

(5) 流動性負担の軽減を図りオフセット機能を活用することを再度認識させる必要があると思料致します。

以上

平成 23 年 1 月 24 日

次世代 RTGS 第 2 期対応における総合運転試験（運用確認試験）の試験内容（暫定版）

短期金融市場取引活性化研究会

1. 運用確認試験の目的

次世代 RTGS 第 2 期対応後の当座勘定（同時決済口）の決済環境に応じた所要資金の準備や決済の進捗管理等に係る実務運用の確認・習熟を図ることを主たる目的とする。

2. 運用確認試験の参加先

- (1) 上記の目的に照らして、当座勘定（同時決済口）の開設先および開設予定先の市場取引参加者は、特段の事情がない限り、全ての先が総合運転試験（運用確認試験）に参加する。
- (2) 日銀当座勘定決済を他の金融機関へ委託している先（生損保等）および投信委託会社については、試験実施日当日の参加は任意とする。
（決済受託金融機関および受託信託銀行は、特段の事情がない限り、個々の決済委託者または投信委託会社の試験実施日当日の参加の有無に関わらず、参加する）
- (3) 日本銀行が実施する総合運転試験の参加希望調査の結果に基づき、試験実施日毎の参加者リストが 2011 年 3 月頃までに開示される予定（同リストには、各参加者の連絡先、当座勘定（同時決済口）の開設店舗も記載される）。
なお、日本銀行から参加者リストが開示された後は、各参加者が試験の準備を開始することから、真に止むを得ない場合を除き、参加・不参加の変更を行わないものとする。

3. 運用確認試験の対象業務

- (1) 当座勘定（同時決済口）の取引（大口内為取引、外国為替円決済制度関係事務を含む）を必須とする。
当座勘定（通常口）および当座勘定（同時担保受払時決済口）の取引については、希望先同士が各自調整のうえ行う。
- (2) 短資会社による仲介業務は、運用確認試験では利用しない。
- (3) JGBCC・JSCC・ほふりクリアリング・保振は、運用確認試験では稼働しない。

4. 試験内容

- (1) 市場取引に関し運用確認試験において使用する取引データは、下記(3)の想定日に当座勘定

(同時決済口)で決済された「実取引データ」を利用することを基本とする。取引データは、運用確認試験においても、全て決済するものとする。

運用確認試験における個々の取引データの投入時刻および決済完了時刻は、想定日において実際に行われた時刻から可能な限り変更しないものとする。ただし、市場慣行において許容される範囲内であれば、想定日において行われた実際の投入時刻および決済完了時刻から乖離することを許容する(注1)。

相手方との事前の合意なく取引データの変更(金額や件数の変更や取引データの投入時刻の大幅な変更など)は行わない(ただし、希望先同士が各自調整のうえ予め合意した仮想データを利用することは妨げない(注2))。

注1)次世代RTGS第2期対応後においても現行の市場慣行を維持することを前提とする。

注2)運用確認試験では、上記のとおり、「実取引データ」を利用することを基本とする。

仮想データを利用する場合としては、例えば、想定日の実取引データが、次世代RTGS第2期対応後に想定される取引量・金額と比較して著しく異なると考えられる先や、当座勘定(同時決済口)の開設予定先が想定される。

- (2) 当座勘定(通常口)から当座勘定(同時決済口)への流動性投入については、所要流動性量や市場慣行等を踏まえた次世代RTGS第2期対応後の決済実務の運用を想定しつつ、適切な金額とタイミングで行う扱いとする。

注1)内為運営機構では、大口内為取引に関する慣行の導入を検討している。次世代RTGS第2期対応後の決済実務の運用を想定する場合には、現行の市場取引および外為円取引に関する市場慣行の遵守に加えて、大口内為取引に関する慣行も遵守する必要がある。

注2)内為加盟行では、大口内為取引が当座勘定(同時決済口)を通じてRTGS処理されることにより、所要流動性量等が変わり得る。このため、各行の資金部署は、次世代RTGS第2期対応後の決済実務の運用について、内為部署と連携をとったうえで、十分に検討しておくことが必要である。なお、非内為加盟行でも、こうした内為加盟行の決済実務の変化に応じて、間接的に決済実務に影響が生じる可能性がある。

- (3) 想定日(運用確認試験の取引データとして利用する実取引データの参照日)は、日銀ネットのシステム運用日付と同一とする。具体的な日程は以下のとおり。

<試験実施日>	<システム運用日付>	<想定日>
7月18日(月、祝日)	3月31日(木)	同左(月末日<期末日>)
9月19日(月、祝日)	7月20日(水)	同左(通常日)
10月16日(日)<予備日>	未定	未定(システム運用日付と同一)

1回目は、内為取引の年間における最繁忙日を想定。大口内為取引は、月末日に設けられる8:30から9:00までの内為専用時間帯により、市場取引に先んじて決済が開始される。

2回目は、月末に次ぐ大口内為取引の繁忙日の一つである20日を想定。大口内為取引のうち、

先日付、当日朝取扱分（合わせて数千件）が、市場取引の開始時刻と同じ9:00より一斉投入される。

- (4) 試験実施日の当座勘定（通常口）国債および担保の初期残高は「想定日」の初期残高と必ずしも一致しないほか、当座勘定（通常口）には試験開始直後に一律一定額（10兆円等）が入金される。このため、

自社システムの残高を日銀ネットと同一にする必要がある場合は、日銀ネットの各種照会機能を利用して残高を把握する必要がある。

想定日と同一の国債決済は必ずしも行えるとは限らない（国債残高不足となる場合がある）、担保残高が想定日より少ない可能性があるが、当座勘定（通常口）の残高は十分に確保されている。

- (5) 決済受託金融機関および受託信託銀行は、決済委託者または投信委託会社が試験実施日当日に参加するか否かに関わらず、想定日の実取引データに基づいた決済を行う（試験実施日当日の参加者であるA生保とは決済データの授受を行い、不参加者であるB生保とは行わない場合でも、A生保・B生保の双方について、実取引データに基づいて全て決済する＜相手方との事前の合意なく取引データの変更は行わない＞）。

なお、決済受託者および受託信託銀行は、決済委託者または投信委託会社からの要望に応じて、試験実施日当日に日銀当座勘定決済指図にかかる決済データを授受できる環境を提供する。

- (6) 各試験実施日における不参加者への送金を行うか否かは任意とする。

【修正理由】

次の点を考慮すると、不参加者への送金を行うか否かは任意とすることが望ましいと考えられる。参加者の試験データ準備にかかる負担が軽減されること、試験に急遽参加できなくなった先が発生した場合に試験データを修正する必要がなくなること、不参加者へ送金を行っても日銀ネットでは正常に処理される（エラーとはならない）こと。なお、については日本銀行に確認済みである。

- (7) 運用確認試験の終了時刻は16:00と、想定日における実際の業務終了時刻より早いことから、取引データのうち一部の時間帯の指図投入時刻について、決済時刻の読み替えを行う。読み替え方法等については、今後検討を行ったうえで決定するが、例えば以下の方法が考えられる。

（想定日が月末日の場合＜運用確認試験1回目＞）

指図投入時刻が14:00～16:00の決済については、一律14:00と読替え。

指図投入時刻が16:00～18:00の決済については、一律「2時間早い時間」に読替え。

（想定日が平日の場合＜運用確認試験2回目＞）

指図投入時刻が14:00～15:00の決済については、一律14:00と読替え。

指図投入時刻が15:00～17:00の決済については、一律「1時間早い時間」に読替え。

【修正理由】

次世代RTGS第2期対応後、内為加盟行では各行の事務処理態勢に応じて、内為取引入力締切前の時間帯において、受・払の未決済電文の確認や、内為部署と資金部署の連携をはじめ、現在行っていない実務が発生するものと考えられる。運用確認試験では、内為取引入力締切前の一定期間（30分程度）を第2期対応に伴って生じる事務の確認にあてることができる案を採用する方がより望ましいと考えられる（別紙参照）。

- (8) 想定日から各試験実施日までの間に、商号・店舗名変更によって当座勘定（同時決済口）の振替依頼の電文送信時に使用する「カナ名称」に変更が生じた場合に、運用確認試験において当該先を受取人として指定するために「カナ名称」を入力する際には（想定日に実際に使用した、変更前の）「旧カナ名称」を入力する必要がある。 【追記理由】

想定日から各試験実施日までの間に、商号・店舗変更に伴う「カナ名称」変更の発生が見込まれている先が存在しているため、試験データ準備に手戻り等が生じないように、注意喚起を行うものである。なお、日本銀行に対して、上記の試験環境に齟齬が無いことは確認済み。

5. その他

短取研では、各試験実施日後に参加者に運用確認試験に関するアンケート調査を行い、市場取引に関する試験結果の評価を行う予定。

また、日本銀行でも、各試験実施日の翌営業日を送付期限として、各参加者に対して運用確認試験に関する結果報告書の送付を求める予定。

以 上

日本銀行に改めて確認した、現在想定している試験環境は以下のとおり。

- ・日銀ネットの試験環境としては、基本的に、日銀ネット事務全般（当座勘定（同時決済口）のほか、当座勘定（通常口） 当座勘定（同時担保受払時決済口） 国債系、担保関係事務）の利用が可能となる。
（集中決済処理、対政府取引、振替社債等 DVP、国債以外の担保の受払、国債の担保の受払を除く対日本銀行取引は利用不可）
- ・日銀ネットのシステム運用日付は、運用確認試験の 1 回目は 2011 年 3 月 31 日（木）、2 回目は 2011 年 7 月 20 日（水）となる。
- ・日銀ネットの開局時刻は、システム運用日付が月末日（運用確認試験の 1 回目）では 8:30、通常日（同 2 回目）では 9:00 とし、終了時刻はともに 16:00（当座勘定（同時決済口）の入力時間は 15:30 まで）とする。
ただし、システム運用日付が月末日の場合には、8:30～9:00 は内為専用時間帯となり、対象業務は、大口内為取引の決済処理にかかるものに限定される。
注）内為加盟行では、上記の日銀ネット開局時刻よりも前に、大口内為取引電文の全銀システムへの送信を開始しておく必要がある。
- ・試験実施日の当座勘定（通常口）の初期残高は、システム運用日付の初期残高と必ずしも一致しない。また、試験開始直後に一律一定額（10 兆円等）が入金される。
注）システム運用日付における業務開始時の当座勘定残高となるわけではないことに注意。
- ・試験実施日の国債および担保の初期残高は、システム運用日付の初期残高と必ずしも一致しない。
注）システム運用日付における業務開始時の国債および担保の初期残高となるわけではないことに注意。
- ・運用確認試験では、通常運行を想定する。ただし、システム面の制約から、16:00 までに試験を終える必要がある。なお、障害時を想定した確認は運用確認試験では実施しない。
- ・止むを得ない事情により日本銀行が必要と認める場合、予備日（2011 年 10 月 16 日（日））を用いて運用確認試験を追加的に実施する。

資料2-3

市場取引編

【平成23年2月 短取研資料】

平成23年2月

次世代 R T G S 第 2 期 対 応 総 合 運 転 試 験
（ 運 用 確 認 試 験 ）
実 施 手 順 書 （ 案 ）

（ 市 場 取 引 編 ）

短期金融市場取引活性化研究会

目次

- 1 . 序 P . 2
 - (1) 次世代RTGS第2期対応総合運転試験（運用確認試験）、及び本手順書について P . 2
 - (2) 運用確認試験の概要 P . 2

- 2 . 日銀ネットの環境、及びそれを踏まえた試験内容の概略 P . 3
 - (1) 日銀ネットの環境、及び運用確認試験における想定日 P . 3
 - (2) 利用可能な業務、及び「必須・任意」区分 P . 4
 - (3) タイムスケジュール、システム運用時刻、及び試験データの送信時刻の読み替え P . 5

- 3 . 試験内容の詳細、及び留意点 P . 7
 - (1) 当座勘定（同時決済口）で決済を行うデータ P . 7
 - (2) 当座勘定（通常口）から当座勘定（同時決済口）への流動性投入 P . 7
 - (3) 当座勘定（通常口）、国債および担保の初期残高 P . 7
 - (4) 決済受託金融機関、及び受託信託銀行の決済 P . 8
 - (5) 不参加者への送金 P . 8
 - (6) 照会機能の利用 P . 8
 - (7) 参加・不参加の変更可否 P . 8

- 4 . 当座勘定（同時決済口）へ投入する金額 P . 9
 - (1) 次世代RTGS第2期対応後における当座勘定（同時決済口）の残高の考え方 P . 9

1. 序

(1) 次世代RTGS第2期対応総合運転試験（運用確認試験）、及び本手順書について

運用確認試験は、市場参加者等が企画する内容に沿って、第2期対応後の当座勘定（同時決済口）の決済環境に応じた所要資金の準備や決済の進捗管理等にかかる運用実務の確認・習熟を図ることを目的に行う試験である。

本手順書は、運用確認試験のうち、大口内為取引および外為円決済取引を除く、短期金融市場取引等についての試験内容を、短期金融市場取引活性化研究会（以下「短取研」）にて検討を行った上で取り纏めたものであり、各市場参加者が上記の目的に照らした試験が円滑に実施できることを主目的として作成した。

当座預金（同時決済口）開設先は、本手順書に沿って試験を行うことが望まれる。

(2) 運用確認試験の概要

当座勘定（同時決済口）開設先は、運用確認試験において、月末日（内為専用時間帯の設定日/2011年3月31日）及び通常日（2011年7月20日）を想定した1日の事務フローを実際に行い以下の項目等を確認する。

- ・ 内為専用時間帯の運用
- ・ 新しい決済ルールに基づく大口内為取引の実務運用
- ・ 大口内為取引が当座勘定（同時決済口）取引として追加されることに伴う所要流動性や決済の進捗管理
- ・ 内国為替制度に関する事務を遂行する部署と日銀ネット利用部署間の連携等

2. 日銀ネットの環境、及びそれを踏まえた試験内容の概略

(1) 日銀ネットの環境、及び運用確認試験における想定日

運用確認試験において提供される日銀ネットの環境（システム運用日付、日銀当座勘定・国債等の初期残高）、及び市場参加者が運用確認試験において取引データとして利用する実取引データの参照日（以下、「想定日」という）は以下の通り。

	実施日	システム 運用日付	想定日	日銀当座勘定(通常口)の 初期残高(注3)	国債・担保残高(注3)
第1回	7月18日(月、祝日)	3月31日(木)	3月31日(木)	X月XX日()の業務終了後 をベースとした残高(注1) + 10兆円(注2)	X月XX日()の業務終了後 をベースとした残高(注1)
第2回	9月19日(月、祝日)	7月20日(水)	7月20日(水)	X月XX日()の業務終了後 をベースとした残高(注1) + 10兆円(注2)	X月XX日()の業務終了後 をベースとした残高(注1)
予備	10月16日(日)	未定	未定	未定	未定

(注1) ベースとなる残高に対して、システム運用日付までの日廻し処理を行った後の残高。例えば、日廻し期間中に元利金支払い日とする国債が存在していた場合等に、当座勘定残高や国債残高が変更されることになる。

(注2) オンライン業務開始（または内為専用時間帯の開始）後、全当座勘定（通常口）に対し入金される。

(注3) 残高を自行システムと一致させる必要がある場合には、日銀ネットの各種照会機能を利用して把握する必要がある。

(2) 利用可能な業務、及び「必須・任意」区分

運用確認試験において利用可能な業務、及び、決済の必須・任意の別は以下の通り。

業務種別	利用可否	必須・任意の別
当座勘定（同時決済口）		必須 想定日の「実取引データ」全てを決済する。
当座勘定（通常口）		任意 決済を希望する参加者は、相手方を自ら探した上で、試験内容について調整を行い、合意した件別のみを決済する。
日銀ネット国債系 （同時担保受払時決済口を含む）		任意 決済を希望する参加者は、相手方を自ら探した上で、試験内容について調整を行い、合意した件別のみを決済する。
集中決済処理 対政府取引 振替社債等DVP 対日銀取引（国債の担保受払を除く）	×	×
日本国債清算機関 日本証券クリアリング機構 ほぶりクリアリング 証券保管振替機構 短資会社	×	×

(3) タイムスケジュール、システム運用時刻、及び試験データの送信時刻の読み替え

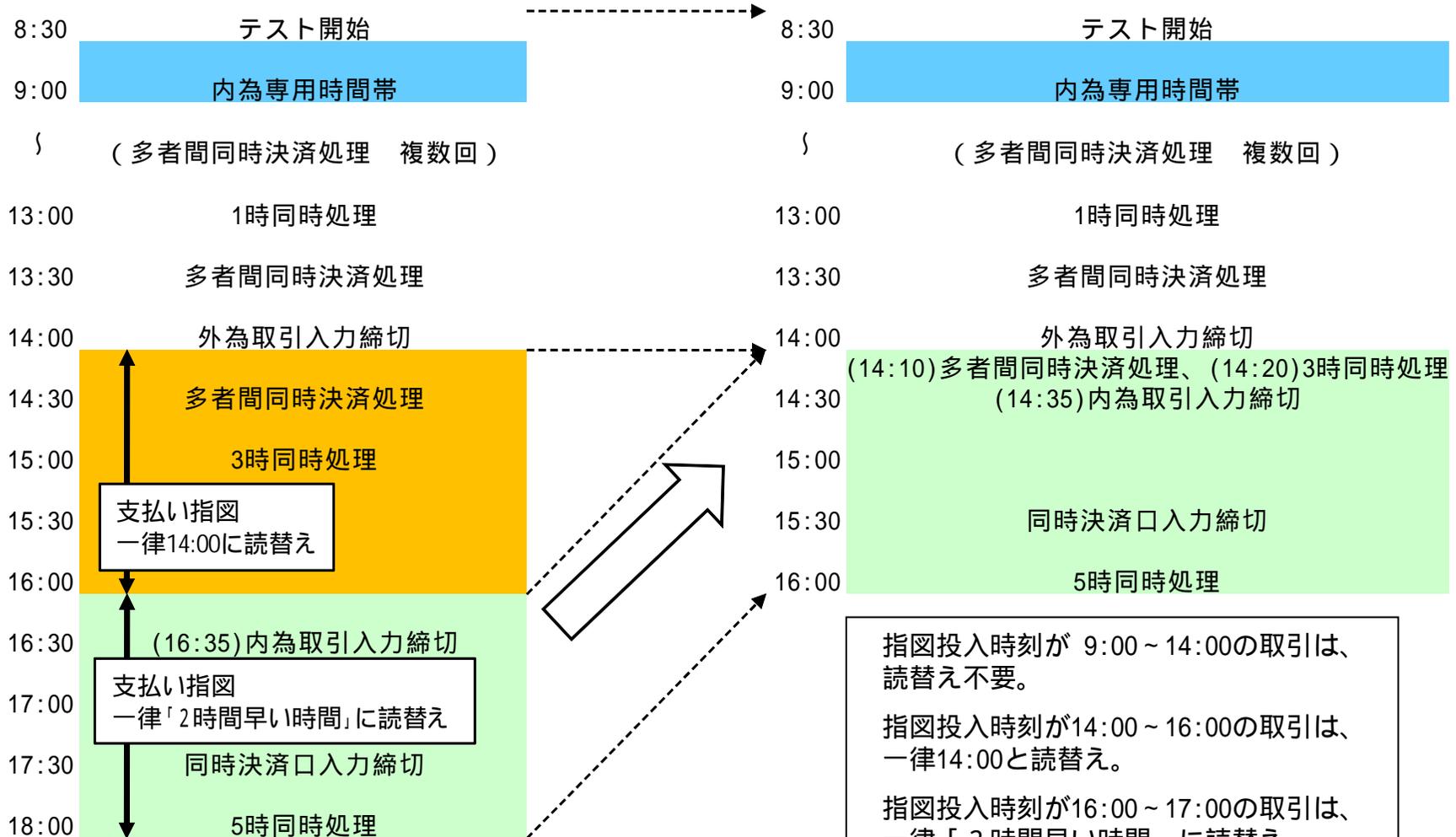
< 運用確認試験第1回目 7月18日(月・祝) > 想定日が月末日(3月31日(木))の場合

第2期対応後

運用確認試験 第1回目

中継端末開局 / イニシャル処理 (CPU接続先)

中継端末開局 / イニシャル処理 (CPU接続先)



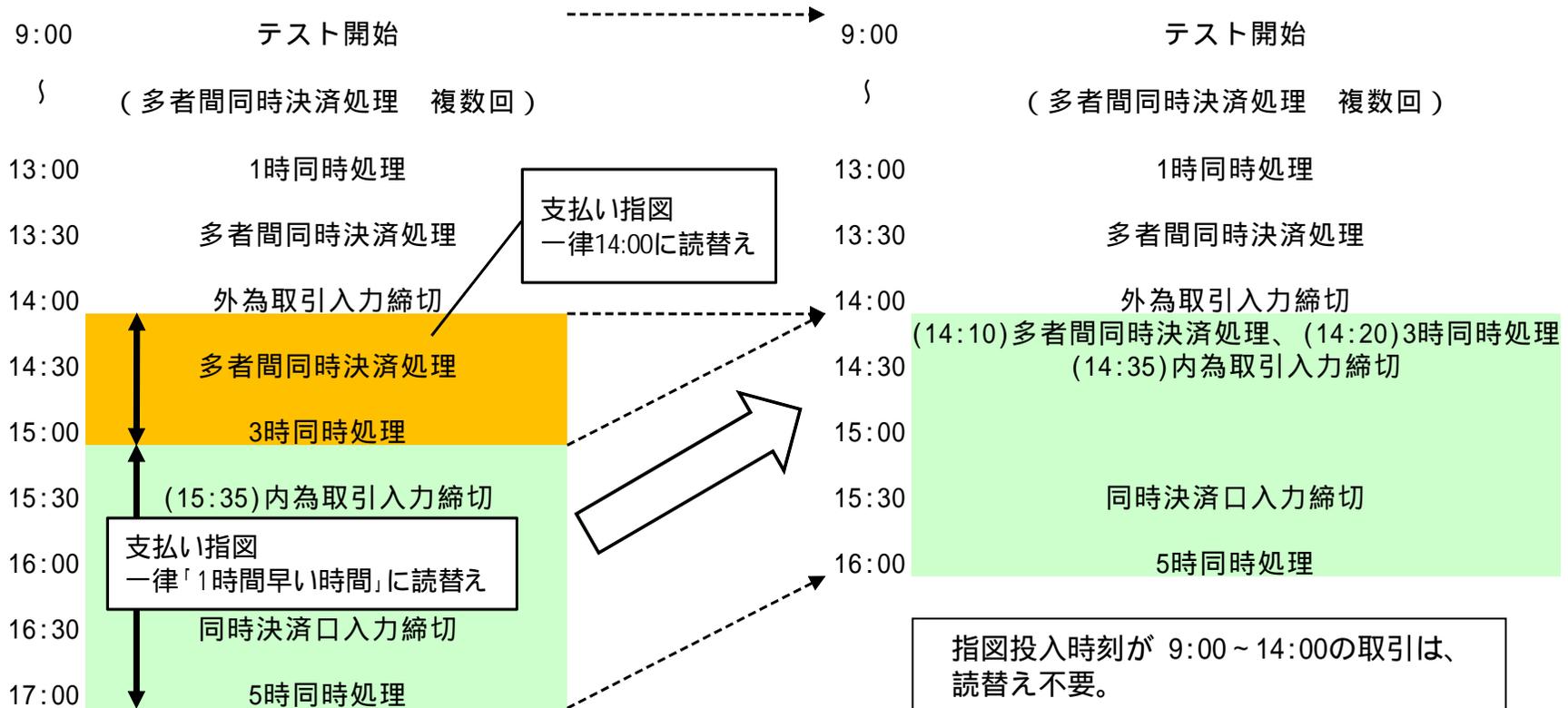
< 運用確認試験第2回目 9月19日(月・祝) > 想定日が通常日(7月20日(水))の場合

第2期対応後

運用確認試験 第2回目

中継端末開局 / イニシャル処理 (CPU接続先)

中継端末開局 / イニシャル処理 (CPU接続先)



指図投入時刻が 9:00 ~ 14:00の取引は、
読替え不要。
指図投入時刻が14:00 ~ 15:00の取引は、
一律14:00と読替え。
指図投入時刻が15:00 ~ 17:00の取引は、
一律「1時間早い時間」に読替え。

3. 試験内容の詳細、及び留意点

(1) 当座勘定（同時決済口）で決済を行うデータ

想定日に当座勘定（同時決済口）で決済された「実取引データ」を利用することを基本とする。
取引データは運用確認試験においても、全て決済するものとする。

個々の取引データの投入時刻及び決済完了時刻は、想定日において実際に行われた時刻から可能な限り変更しないものとする。

ただし、市場慣行において許容される範囲であれば、想定日において行われた実際の投入時刻及び決済完了時刻から乖離することを許容する。

相手方との事前の合意なく、取引データの変更（金額や件数の変更や取引データの投入時刻の大幅な変更など）は行わない。

ただし、希望先同士が各自調整のうえ、予め合意した仮想データを利用することは妨げない。例えば、以下のケースでは、取引データの「金額・件数」を変更することが考えられる。

- ・想定日に取引データが1件も無い場合
 - ・想定日の取引データが、次世代RTGS第2期対応後に想定される取引量・金額と比較して著しく異なると考えられる場合
- 取引データの変更を希望する参加者は、取引相手に対し、原則として、試験実施日の1ヶ月前までに連絡し、調整を行うものとする（上記期限を原則とするが、事前の調整が完了しない場合においても最終的には試験実施日当日までに当事者間で合意すれば、試験における決済を行うことは許容する）。

(2) 当座勘定（通常口）から当座勘定（同時決済口）への流動性投入

所要流動性量や市場慣行等を踏まえた次世代RTGS第2期対応後の決済実務の運用を想定しつつ、適切な金額とタイミングで行う扱いとする（「4. 当座勘定（同時決済口）へ投入する金額」参照）。

(3) 当座勘定(通常口)、国債および担保の初期残高

試験実施日の当座勘定(通常口)、国債および担保の初期残高は「想定日」の初期残高と必ずしも一致しないほか、当座勘定(通常口)には試験開始直後に一律10兆円が入金される。このため以下の点に注意する必要がある。

- ・ 自社システムの残高を日銀ネットと同一にする必要がある場合は、日銀ネットの各種照会機能を利用して残高を把握する必要がある。
- ・ 想定日と同一の国債決済は必ずしも行えるとは限らない(国債残高不足となる場合がある)。
- ・ 担保残高が想定日より少ない可能性があるが、当座勘定(通常口)の残高は十分に確保されている。

(4) 決済受託金融機関、及び受託信託銀行の決済

決済受託金融機関及び受託信託銀行は、決済委託者または投信委託会社が試験実施日当日に参加するか否かに関わらず、想定日の実取引データに基づいた決済を行う。

決済受託者及び受託信託銀行は、決済委託者または投信委託会社からの要望に応じて、試験実施日当日に日銀当座勘定決済指図にかかる決済データを授受できる環境を提供する。

(5) 不参加者への送金

各試験実施日における不参加者への送金を行うか否かは任意とする。なお、不参加者へ送金を行っても日銀ネットでは正常に処理される(エラーとならない)。

(6) 照会機能の利用

第2期対応後、照会機能の利用を予定している参加先は、想定している実運用のとおり照会取引を実施し、当座勘定(同時決済口)残高や取引の決済状況が把握できることを確認する。

(7) 参加・不参加の変更可否

日本銀行から参加者リストが開示された後は、各参加者が試験の準備を開始することから、真に止むを得ない場合を除き、参加・不参加の変更を行わないものとする。

4．当座勘定（同時決済口）へ投入する金額

（1）次世代RTGS第2期対応後における当座勘定（同時決済口）の残高の考え方

（全銀ネット、内為加盟行等と議論・連携の上、検討を進める）

平成 22 年 9 月 30 日

日本銀行 金融市場局 御中

短期金融市場取引活性化研究会

平成 22 年度 市場運営に関する貴行への要望事項について

短期金融市場ならびに幣会の運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

掲題に関しまして、別紙の通り取り纏めましたので、宜しくご査収の上、対応につきご検討いただきますようお願い申し上げます。

以上

本件の照会先 三井住友銀行 市場営業統括部 尾林 一郎
浅井 純子

電話 03-3282-6051

FAX 03-3282-8725

E-mail Obayashi_Ichiro@vr.smbc.co.jp
Asai_Junko@rn.smbc.co.jp

平成 22 年 9 月 30 日

市場運営に関する日本銀行への要望事項

1. オペ・担保関連		
	要望事項	備考(具体的ニーズ・背景・効果等)
(1)	国債補完供給オペ緩和措置のタイムスケジュール等の恒常化	国債取引にかかるフェイル慣行が変更されることを踏まえ、2010年8月2日付の貴行の通知「市場慣行の変更を踏まえた国債補完供給の実務運用の変更について」において、11月1日以降の新たなタイムテーブルが示されている。今後もこのようなスケジュールでの運営をして頂くようお願いしたい。
(2)	国債買現先オペの銘柄数の拡大	新日銀ネットにおいて、募入決定後に「売渡国債明細」を入力する際の銘柄数上限を30銘柄から拡大するよう、ご検討頂きたい。 より幅広いオペ先参加者のニーズに資するものとする。

2. BCP 関連		
	要望事項	備考(具体的ニーズ・背景・効果等)
	BCP 用日銀ネット権限者カードについて	<p>昨年度、日銀ネット権限者カードの追加発行やバックアップ拠点での保管について、当研究会の要望を踏まえてご対応頂いており、市場参加者における BCP 体制が強化されたものと認識している。もっとも、BCP 発動時のより柔軟かつ機動的な運営を考え、更なる対応が可能かご検討頂きたい。</p> <p>具体的には、新型インフルエンザの発生や災害等により、メインオフィスに立ち寄れない状況下において、通常メインオフィスで事務を行っている者が、バックアップ拠点でも事務が遂行できるよう、下記(1)の要望の検討を優先的にお願いしたいが、対応が困難な場合は、(2)のご検討をお願いしたい。</p> <p>(1)日銀ネット権限者カードを廃止し、ID/パスワードでの運営をご検討頂きたい。 BCP 対策の実効性の強化といった観点から、BCP 発動時には機動的に対応できること、また現物管理簡素化等の観点からも有用であると思料。</p> <p>(2)バックアップ拠点における日銀ネット権限者カード運営において、専用の汎用カードの発給や一人複数枚のカード発給</p>

	<p>等、昨年度のご対応に加えて、より柔軟な運営をご検討頂きたい。</p> <p>昨年度は、メインオフィスA・B・C、バックオフィスD・E・Fのカードをそれぞれ追加発行可能として頂いたが、A・B・Cの予備カードA'・B'・C'を追加発行して頂き、予めバックアップ拠点等に保管すること等により、人員に余裕のない金融機関を含め幅広い市場参加者が、限られた人員の中でより機動的な対応が可能となると思料。</p>
--	--

3. 情報提供		
	要望事項	備考(具体的ニーズ・背景・効果等)
(1)	諸規程等のオンライン対応	<p>昨年度のご対応に引き続き、日本銀行の制定する諸規程等について可能な限りのオンライン化をお願いしたい。これにより、事務効率化が図られ、最新の手続きや連絡事項を効率的に把握することが可能となる。</p> <p>早期オンライン化の対応が困難な場合は、規程類の最新示達日の一覧の掲載を希望する。</p> <p>また、HP上に掲載してある細則については、関連する資料をより広い範囲で検索できるよう、PDF等の資料中にある用語でも検索可能となる等、機能を強化して頂くよう希望する。</p> <p>(具体的項目)</p> <p>日本銀行担保の適格性判定依頼手続事務マニュアル 日本銀行が行う共通担保資金供給オペレーションに関する基本約定 日本銀行が行う手形売出に関する基本約定、 日本銀行が行う手形売出および売出手形の保護預かりに関する細則 補完貸付制度に基づく貸付に関する細則</p>
(2)	申請書類等のオンライン対応	<p>事務手続きの効率化に加え、速やかな申請手続きに資するため、貴行への申請書類の取得について、オンライン化をお願いしたい。</p> <p>(具体的項目)</p> <p>担保関係申請書類のオンライン化 「証書貸付債権の担保差入に係る承諾書」「確認書」「証</p>

		<p>「証書貸付債権証書スタンプ押なつ依頼書」</p> <p>「証書貸付債権の入札等の貸付条件の決定方法に関する確認書」</p> <p>「証書貸付債権の準拠法に関する確認書」</p> <p>「担保手形スタンプ押なつ依頼書」</p> <p>「シンジケート・ローン債権証書スタンプ押なつ依頼書」</p> <p>「シンジケート・ローン債権の担保差入に係るE-シートの承諾書」</p>
--	--	--

4. 日銀ネット関連		
	要望事項	備考(具体的ニーズ・背景・効果等)
(1)	BBB 格の担保残高及び担保価額の日銀ネット等でのデータ取得について	<p>BBB 格の証貸担保差入は本年 12 月末までの時限措置であるが、今後も時限措置が延長されるのであれば、日銀ネットへの照会により出力される帳票等に表示される担保現在高や担保価額合計額等にも当該担保の残高が反映されるよう、新日銀ネット等における対応をご検討頂きたい。</p>
(2)	証書貸付債権の担保返戻手続きについて	<p>証書貸付債権の担保返戻手続きについては、昨年度、書類提出期限について、一定時間後倒して頂いているが、日銀ネット端末での当日の担保返戻操作の負担が重く、昨年度に引き続き要望するもの。</p> <p>具体的には、「新日銀ネットの機能・仕様等について(2010年 9 月版) 現行日銀ネットからの主な変更点」において、「現物担保の返戻依頼に関するオンライン入力機能の廃止」が掲げられており、新日銀ネットにおいて本対応の実現をお願いしたい。</p>
(3)	新日銀ネット構築についての前広な情報提供	<p>社内体制整備・準備等のため、可能な限り前広な情報提供をお願いしたい。</p>

5. その他		
	要望事項	備考(具体的ニーズ・背景・効果等)
(1)	日本銀行が保有する国債の銘柄別残高の公表について	<p>現状、月に 1 度の頻度で、日本銀行が保有する国債の銘柄別残高の月末残高が公表されているが、公表頻度について、週次への変更をご検討頂きたい。</p> <p>今後フェイル慣行の見直し、フェイルチャージの導入に伴い、フェイル回避手段として国債補完供給オペの重要度が増すと考えられ、公表されている「日本銀行が保有する国債の銘</p>

		柄別残高」はオペ依頼時の重要な指標になっているため。
(2)	次世代 RTGS 第 2 期対応に関する前広な情報提供	次世代 RTGS 第 2 期対応に関して、引き続き、可能な限り前広・詳細な情報提供をお願いしたい。
(3)	DD コール残高の公表	コール取引動向把握に役立つため、公表をお願い致したい。また、本件集計のための、計数の提出に際しては、参加者に相応の負担も発生するため、まずはオペ先を中心とした内容とし、定期的(毎月又は四半期毎)に公表をお願いしたい。

以上

平成 23 年 1 月 24 日

有担保コール取引の国債担保掛目見直し方針(案)について

一昨年度の当研究会では、有担保コール取引の国債担保掛目見直しルールについて、アンケート調査を受けた意見集約により、年 1 回の定例見直しを原則とすること、マーケット環境が著しく変化した場合には随時見直すことを確認しました。今後、2 月会合で本年度の見直しについて幹事案を提出させて頂き、検討の上 3 月会合後の実施を行う予定です。

尚、昨年までの検討方針を踏襲し、下記のような方針にて幹事案を作成したいと考えております。これについてご意見がございましたら幹事までお願い致します（期限：平成 23 年 2 月 9 日（水））。

- ・ セグメント分けは短期国債・中期国債・長期国債・超長期国債・変動利付国債とする。
- ・ 固定利付債券については、イールドカーブが 50bp 上昇した場合の担保割れ状況などから検討する（大幅な金利変動による掛目見直しを行う必要性に鑑み、短取研開催周期である 1 ヶ月を意識した金利上昇バッファとして 50bp を想定する）。
- ・ 変動利付国債については、過去の担保割れ状況に鑑み、総合的に判断を行う。

以上

平成 23 年 2 月 21 日

有担保コール取引における国債担保掛目の見直しについて【幹事案】

先月の会合時に提示した「有担保コール取引の国債担保掛目見直しの方針(案)について」に対して、会合後に意見募集を行いました。反対意見は特段寄せられませんでした。

本件については、利便性と取引効率のバランスの中で意見集約を行っていくものであり、本年度の見直しについては、方針案に従い幹事案を提示させていただきます。

一方で、債券貸借取引と比較した取引効率向上等の観点から、残存年限別の掛目の導入、時価をベースとした担保差入(値洗いも導入)を中長期的な検討課題としてとらえており、本研究会として検討に取り組んでいきたいと考えます。

尚、本案に対してご意見等ございます場合には、3月9日(水)までに幹事宛にご連絡をお願い致します。

【見直し案】

		担保価額(取引金額に対して額面で「 」%増し)		備考
		現行	見直し案	
1	短期国債 (国庫短期証券)	1%	1%	変更なし
2	中期国債 (2年債、5年債)	2%	2%	変更なし
3	長期国債 (10年債)	4%	4%	変更なし
4	超長期国債 (20年、30年、40年)	10%	10%	変更なし
5	変動利付国債 (15年)	10%	10%	変更なし

1. 見直し方法

先月会合で呈示した方針案に従い、固定利付債については、イールドカーブがパラレルに50bp上昇した場合の担保割れ状況に鑑み、見直しを行った。また、日本証券業協会発表の前月末基準の公社債店頭売買参考統計値を利用し、経過利息は考慮しない点、計算には単利を用いる点についても、過去の短取研の見直し方法を踏襲している。(担保掛目については、年1回の定例見直しに加え、金利の大幅な変動時等も見直しをすることとなっている)

るため、短取研開催周期(1ヶ月)を考慮し、50bpの金利上昇バッファを考慮して見直しを行うもの)

また、変動利付債については、また過去の担保割れ状況に鑑み、総合的に判断を行った。

2. 見直し案の根拠について

(1) 短期国債

50bp金利上昇した場合でも、現行の掛目であれば担保割れとなる銘柄が存在しない。担保掛目を0.5%に引き下げた場合を想定すると、50bpの金利上昇で3銘柄が担保割れとなる。よって現状維持としたい。

(2) 中期国債

2年債については、50bp金利上昇した場合でも、現行掛目で担保割れとなる銘柄が存在しない。担保掛目を1%に引き下げた場合を想定すると、50bpの金利上昇で2銘柄が担保割れとなる。

5年債については、50bp金利上昇した場合に担保割れとなる銘柄が5銘柄存在する。しかし、このうち4銘柄は41bpの金利上昇までは担保割れとならず、(1銘柄は27bp金利上昇で担保割れ)相応のバッファを有しているものと考えられる。

2年債と5年債をセグメント分けする事について検討に値するかもしれないが、今年度においては、2年債と5年債を中期国債として同セグメントとする旨、すでに方針としてお示ししており、掛目方式の最大の目的である簡便性を勘案し、現状維持としたい。

(3) 長期国債

50bp金利上昇した場合に担保割れとなる銘柄が4銘柄存在する。6bpの金利上昇で担保割れとなる銘柄(311回)もあるが、これは同銘柄の特性に起因するものであり、他の銘柄も310回は27bp、309回も42bpの金利上昇までは担保割れとならないことから、全体として相応のバッファを有しているものと考えられ、現状維持としたい。

(4) 超長期国債

超長期国債(20年、30年、40年)については、基準日時点でも担保割れとなっているものが2銘柄存在する(30年9・10回)。23bpの金利上昇で1銘柄、38bp金利上昇で更に4銘柄、50bp金利上昇した場合には計12銘柄が担保割れとなる。一方で、他のセクターと比較して高い掛目を設定していることから、全体として相応のバッファを有しているものと考えられ、現状維持としたい。

(5) 変動利付国債

変動利付国債の時価は、暫く担保割れ銘柄がない状況が続いている。しかし、2008年には多くの銘柄が担保割れとなったことなどから、現行(10%)を据え置くこととしたい。

以上

投信コール・日銀ネット備考欄コード一覧

作成基準日:2011/3/22

備考コード	会社名	備考コード	会社名
601	野村アセットマネジメント	657	
602	日興アセットマネジメント	658	アムンディ・ジャパン(名称変更)
603	三菱UFJ投信	659	しんきんアセットマネジメント投信
604	大和証券投資信託委託	660	
605		661	
606	新光投信	662	
607	プラザアセットマネジメント	663	
608	みずほ投信投資顧問	664	住信アセットマネジメント
609	岡三アセットマネジメント	665	ラッセル・インベストメント
610	T&Dアセットマネジメント	666	
611	国際投信投資顧問	667	
612	明治安田アセットマネジメント(名称変更)	668	朝日ライフアセットマネジメント
613		669	
614		670	
615		671	さわかみ投信
616		672	アイエヌジー投信
617	JPモルガン・アセット・マネジメント	673	
618	インベスコ投信投資顧問	674	ユナイテッド投信投資顧問
619		675	トヨタアセットマネジメント
620	シュローダー証券投信投資顧問	676	エムエフエス・インベストメント・マネジメント
621	アパディーン投信投資顧問	677	
622	大和住銀投信投資顧問	678	日立投資顧問
623		679	三井住友アセットマネジメント
624		680	スパークス・アセット・マネジメント
625	農林中金全共連アセットマネジメント	681	中央三井アセットマネジメント
626		682	
627		683	PCAアセット・マネジメント(名称変更)
628		684	ビムコ ジャパン リミテッド
629	ニッセイアセットマネジメント	685	BNY Mellon・アセット・マネジメント・ジャパン
630		686	アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問
631	モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信	687	フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ
632	フィデリティ投信	688	MU投資顧問
633	ベアリング投信投資顧問	689	SBIアセットマネジメント
634	ドイチェ・アセット・マネジメント	690	ありがとう投信
635	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント	691	ばんせい投信投資顧問(名称変更)
636	ガートモア・アセットマネジメント	692	ファンネックス・アセット・マネジメント
637		693	キャピタル・インターナショナル
638		694	ワイ・エム・アール投信
639	アライアンス・バーンスタイン	695	21世紀アセットマネジメント
640	パインブリッジ・インベストメンツ	696	セゾン投信
641		697	ITCインベストメント・パートナーズ
642	ピクテ投信投資顧問	*	キャピタル アセットマネジメント
643		*	リクソー投信
644	BNPパリバインベストメント・パートナーズ(名称変更)	*	レオス・キャピタルワークス
645	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント(名称変更)	*	シンプレクス・アセット・マネジメント
646		*	日本コムジェスト
647	DIAMアセットマネジメント	*	クローバー・アセットマネジメント(名称変更)
648	ブラックロック・ジャパン	*	楽天投信投資顧問
649	東京海上アセットマネジメント投信	*	パークレイズ・キャピタル・ファンド・ソリューションズ・ジャパン
650	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント	*	マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン
651	HSBC投信	*	ユニオン投信
652		*	ベイビュー・アセット・マネジメント
653	レグ・メイソン・アセット・マネジメント	*	コモンズ投信
654	プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン	*	ムーンライトキャピタル
655	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ	*	鎌倉投信
656		*	新生インベストメント・マネジメント

*投信協会コードに備考コードとして入力不可である英字が入っているため、空白で対応

*網掛け表示コードは、合併・清算による退会に伴い、現在使用せず

資料 6

平成 22 年度短取研メンバー

金融機関名	役職名	氏名
みずほ銀行(10月~)	総合資金部 資金チーム次長	西野 真
三菱東京UFJ銀行(~9月)	円貨資金証券部 上席調査役	岸元 努
三井住友銀行	市場営業統括部 担当次長	尾林 一郎
横浜銀行(~9月)	市場資金部 グループ長	一色 修志
(10月~)	市場資金部 グループ長	斉藤 裕治
住友信託銀行(~4月)	財務ユニット 主任調査役	大原 威一郎
(5月~)	財務ユニット兼マーケット資金 企画部 主任調査役	平井 章
佐賀共栄銀行(~4月)	営業企画グループ 主任	濱崎 伸一
みなと銀行(5月~)	事務統括部 代理	小田 茂生
スタンダードチャーター銀行(~6月)	東京支店 ファイナンシャルマーケット ALM 本部長	芦本 守
コメルツ銀行(7月~)	東京支店 資金証券部ディレクター	武藤 洋一
農林中央金庫	資金為替部 資金市場班 部長代理	上川 浩志
信金中央金庫	市場運用部 短期資金グループ 次長	寺島 俊輔
日興アセットマネジメント	トレーディング部長	片平 善智
大和証券キャピタル・マーケット	財務部 次長	駒形 和成
日本生命保険	資金証券部 資金課長	土塚 浩一
損害保険ジャパン(~6月)	財務企画部 運用計画グループ グループリーダー	黒田 泰則
あいおいニッセイ同和損害保険 (7月~)	運用管理部 業務管理グループ長	成田 聡
ゆうちょ銀行	市場運用企画部 短期資金取引グループ グループリーダー	鈴木 宏和
東京短資	執行役員 営業一部長	杉野 裕之

(オブザーバー)

日本トラスティ・サービス 信託銀行(～7月)	資金証券室 室長	増沢 研一
(8月～)	資金証券室 室長	岩崎 信英
東京金融取引所(～6月)	市場部市場グループ 主任	川崎 公司
(7月～)	市場部市場グループ 主任	樋口 智昭
(11月～)	市場部市場グループ 主任	今城 靖志
債券現先取引等研究会(～9月)	主査(野村証券)	櫻井 祥文
(10月～)	主査(大和証券キャピタル・マーケット)	戸嶋 竜二

(事務局)

全国銀行協会	業務部次長	佐藤 正寿
--------	-------	-------